

# ごみの分け方出し方

ごみは収集日の朝、  
きめられた場所に  
きちんと出しましょう。

品目	収集曜日	出し方	分け方
① かん	毎月第2・4水曜日 (リサイクルの日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽くすすいでください。</li> <li>アルミ・スチールごみに分ける必要はありません。</li> <li>ボトル缶のキャップ、切り離れた缶詰のふたは「燃やせないごみ」へ</li> </ul>	<p>ボトル缶のキャップは燃やせないごみへ</p> <p>中身を捨てて軽くすすく。</p>
② びん		<ul style="list-style-type: none"> <li>軽くすすいでください。</li> <li>キャップは、プラスチック製は「プラスチック資源」、金属製は「燃やせないごみ」へ</li> <li>食品・飲み物・化粧品のびんに限ります。</li> </ul>	<p>食品・飲み物・化粧品のびんに限ります</p> <p>キャップは外して中身を捨て、軽くすすく。化粧品のびん</p> <p>ほ乳瓶(ガラス製) 燃やせないごみへ</p>
③ 紙パック		<ul style="list-style-type: none"> <li>洗って、切り開き、乾かしてください。中身が白色のものに限ります。</li> <li>中が銀色のものは「燃やせるごみ」へ</li> </ul>	<p>牛乳等のパック</p> <p>紙パック このマークが目印です。</p>
④ ダンボール		<ul style="list-style-type: none"> <li>紙ひもで、十字に縛ってください。</li> </ul>	<p>断面が波状になっていれば対象です。</p>
⑤ 新聞・雑がみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞・雑誌などはそれぞれ紙ひもで縛ってください。</li> <li>小さなものはまとめて紙袋へ入れる。</li> </ul>	<p>新聞の折り込みチラシも含む</p>
⑥ ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップ・ラベルを取って軽くすすぎ、できるだけ潰してください。</li> <li>キャップ・ラベルは「プラスチック資源」へ</li> </ul>	<p>このマークがあるもので、飲料、しょう油、食酢、みりん等が入っていたものです。</p> <p>※キャップは外して</p>
⑦ 危険ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>中身は使い切ってください。</li> <li>穴はあけないでください。</li> </ul>	<p>穴を開ける必要はありません 使い切って!</p>
⑧ 有害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光灯類はケースなどに入れて、こわれないようにしてください。</li> <li>電池は、「+」と「-」にテープをはって絶縁してください。</li> <li>LED電球や割れた蛍光灯は「燃やせないごみ」に出してください。</li> <li>膨張、破損または液漏れした小型充電式電池は「役場」窓口で回収します。</li> </ul>	<p>蛍光灯 電池 モバイルバッテリー</p>
⑨ プラスチック資源		<ul style="list-style-type: none"> <li>洗うか拭き取るかして固形物はすべて取り除いてください。</li> <li>無色透明な袋に入れてお出してください。 ※半透明は使用できません。</li> </ul>	<p>マークのついているものまたは100%プラスチックできているもの</p> <p>大型プラスチック 1辺の長さが45cm~180cm未満の指定品目に類するもの 袋に入れずそのままお出ください</p> <p>1辺の長さが45cm未満であること</p>
⑩ 燃やせるごみ	毎週火・金曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>長さ45cm以上のものは、「大型ごみ」です。</li> <li>木の枝は、長さ60cm未満・太さ10cm未満・1束30cm以下で出してください。</li> <li>食用油は凝固剤で固めるか、布などに含ませてください。</li> </ul>	<p>布・皮製品 ゴム素材でできた製品(45cm未満のもの)</p> <p>木材・紙製品</p> <p>木の枝は長さ60cm未満、太さ10cm未満に切ってください。</p> <p>紙おむつは汚物を取り除いてください。</p> <p>台所の生ごみ ごみをひとにぎり 更に(水をよく切って) 燃やせるごみへ</p>
⑪ 燃やせないごみ	毎月第4土曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンガ・ブロック・石などは収集しません。</li> </ul>	<p>金属製品 燃えない素材を含む製品 せともの・ガラス製品</p>
⑫ 大型ごみ	毎月第2土曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車は、「ごみ」と表示してください。</li> <li>長さが45cm以上のもの。</li> <li>電池ははずしてください。</li> </ul>	<p>45cm以上のもの</p> <p>灯油を抜いて</p> <p>ごみと表示する</p>

ごみの不法投棄は法律で禁じられています。絶対やめましょう。

村で収集しないごみ

### 家電リサイクル対象品目

●購入した販売店か、製品を新しく買った販売店へ引き取りを依頼してください。(リサイクル料金と運搬料が必要です。)



### 処理が困難なごみ



●販売店へ引き取ってもらってください。

### 事業活動に伴って出るごみ

●会社、商店、飲食店などから出るごみや、農作物の殻は、事業系廃棄物になりますので、自ら処理施設へ搬入するか、許可業者へ依頼してください。

### 一般家庭から大量に出るごみ

●引っ越しなどにより大量にごみが出る場合は、村では収集しません。自ら処理施設へ搬入するか、許可業者へ依頼してください。  
\*再利用できる家具・電化製品はリサイクルショップなどを活用しましょう。

詳しい分け方・出し方



西目屋村ホームページ

お問い合わせ：西目屋村役場住民課 ☎85-2803